

令和3年度（第69期） 事業計画

令和3年3月19日

公益財団法人 京都健康管理研究会

公益財団法人京都健康管理研究会（以下、本財団とする）は、令和3年度、本財団定款に掲げる「公益性を重んじ、難治性疾患や他の疾病に関する調査・研究の成果を広く社会に啓発・普及させるべく、医学・医療を中心とする学術分野に関し、集会・書籍等で必要な情報提供する事業を行い、ならびに、これらに係る人材育成及び活動を助成する事業を実施することによって、国民の健康保持、増進に寄与貢献することを目的とする」を達成するために事業を実施・推進する。この他に医療相談事業、医療教育講習事業を行い、広く「健康の輪」を広げるべく事業を展開していく。

以上の状況を踏まえ、本財団定款第4条に定める以下の事業を遂行するために、令和3年度事業計画を策定する。

本財団が行う公益事業は、

1. 啓発・普及事業

難治性疾患の病気に対する理解と、健康増進意識の普及・拡大を図るため、令和3年度も以下の啓発・普及活動を積極的に進める。

- 1) 本財団広報誌（健康塾通信）を年4回発刊する。

発刊予定：令和3年4月15日、7月15日、10月15日、令和4年1月15日

- 2) 一般市民向講座を年2回の開催

「市民健康講座」（令和3年6月27日開催予定）

次回は秋に開催予定

- 3) 難病患者団体活動助成として、京都府内で活動する難病患者団体等が行う啓発・普及活動について、その団体が行う事業の一環として行う講演会・勉強会・相談会や懇親会等、公益性があると思われる活動について助成する。
- 4) 広く一般に難治性疾患や他の疾病に関する情報を提供し、病気に対する理解を得る啓発・普及活動に貢献し、かつ本財団活動に資する出版物等の製作に補助を行う。

2. 助成事業

近年、医学研究分野や最新医療分野の高度分業化が進む中、本財団が目的とする呼吸器系を始め、難治性疾患を対象とする研究分野を志す医師等の人材を確保することが困難になってきており、本財団の目的に適う専門性の高い人材の確保は急務となっている。そのため呼吸器系はもとより、各領域での難治性疾患という専門分野を志す研究者や医師等の若手人材の育成が必須である。その一助となるよう本財団は、研究機関や臨床医療機関での研究費、学会等の運営費、また、海外留学費用や専門知識の習得あるいは意見交換等を目的とする国際学会等への参加費用など助成する事業を展開する。以下に本助成事業の概略を示す。なお、各助成目的・対象等の詳細や選考方法は、本財団運営規程並びに研究・奨学助成細則に定める。

- 1) 研究助成として、本財団が目指す難治性疾患を含む医学・医療の調査・研究に対し、研究費の助成を行う。
- 2) 海外留学助成として、本財団が目指す難治性疾患あるいはそれに関連する疾患研究のために海外留学を希望する者に対し、海外留学費用の助成を行う。
- 3) 国際学会等への参加費助成として、本財団が目指す難治性疾患あるいはそれに関連する疾患研究のための研究情報収集や情報交換で、海外で開催される国際学会、国際学術会議等に参加するために必要な経費を助成する。
- 4) 学会・講演会等の運営助成として、難治性疾患の解明等及びこれらの啓発活動を行うことを目的とする、京都府内の研究者またはグループが主催する学会（国際学会・国際会議・シンポジウムを含む）あるいは開催地が京都府内の学会・講演会に、その運営費を助成する。

上記助成事業について、令和3年年度の円滑な活動を目指して、本財団ホームページに令和3年度の各助成事業の募集要項を掲載し、公募を行った。令和3年1月16日に本応募に対して選考委員会を開催して審議を実施し、その結果を踏まえ理事長が助成対象者を決定した。

令和3年度助成対象者決定内容は以下の通りである。

(1) 研究助成	100万円	4件
(2) 海外留学助成	120万円	3件
(3) 学会・講演会等の運営助成	100万円	2件

また、令和3年度予算は、上記の決定した助成対象だけではなく、国際学会等への参加費助成を含め、執行年度に入ってから随時発生する応募についても、必要に応じ適宜、選考委員会で審議を行い、積極的に助成することを織り込んだ予算編成とした。

3. 本財団運営に資する以下の収益事業を行う。

- 1) 医療相談事業
- 2) 医療教育講習事業

4. その他の事業達成に必要な事項

先に掲げた本財団の令和3年度の事業を遂行、達成するため、また、本財団を円滑に運営するために以下の事項を進める。

- 1) 本財団の公益性を広く知らしめるため、令和3年度も年報作成を事業として継続する。
- 2) 助成活動を積極的に支援するため、諸規程を必要に応じ整備し、円滑に活動できるよう支援する。
- 3) 公益財団法人の20年会計基準に準拠した会計処理を行い、公益財団法人としての運営を遅滞無く進める。これらは事業報告並びに同決算報告を作成し、法人法第22条第1項の規定により期日までに行政庁（京都府）へ提出する。また、事業計画・事業予算についても同様とする。

令和3年度予算案は、新型コロナ蔓延が収束し、通常の活動ができるものとして、編成を行う。

以 上